



第 237 号



- 就任ご挨拶 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長 村上 章
- 第44回関東地域協議会 坂川環境省産業廃棄物課長が処理法改正で講演
- 平成22年度の優良性基準適合認定制度説明会を開始
- 産廃相談 ア・ラ・カルト①と平成21年度下半期の相談ごと実績



社団法人 東京産業廃棄物協会

<目 次>

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とりサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

50th Anniversary 創業50周年
廃棄物の処理・リサイクルに50年の歴史を有し、現在約2万社を超える
官公庁、企業の廃棄物を年間20万トン以上処理しています。
<http://www.aknet.co.jp/>

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO., LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919
ISO14001 ISO27001

TAKATOSHI

次世代に贈る未来のために…
高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

●ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
●OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
●GPSによる車両運行管理
●電子マニフェストシステムへの積極的対応
●整備されたコンプライアンス体制
●徹底した情報公開

安心
迅速
確実
安全

2009~11年度 中間処理業
2009~11年度 収集運搬業
(積替え保管を除く)
産廃エキスパート

東京臨海エコ・プラント

市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ
<http://www.takatoshi.co.jp>

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 〒135-0064 東京都江東区青海三丁目地先 環境局 中防庁舎内

[就任挨拶]

産業廃棄物適正処理の一層の推進に向けて
東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長 村上 章

[第44回関東地域協議会]

坂川環境省産業廃棄物課長が処理法改正で講演
公益法人制度改革での意見交換や東京都から第三者評価制度聞く

平成22年度の優良性基準適合認定制度の説明会開始
申請手続き簡素化し、審査に「経営者インタビュー」加える

[行政だより]

I 優良性基準適合認定制度～第1回認定業者研修会開催のお知らせ～
II 東京都廃棄物対策部関連の人事異動

[産廃相談]

ア・ラ・カルト①と平成21年度下半期の相談ごと実績

[青年部だより]

「アースデイ東京2010」に東産廃協青年部が参加

[女性部]

2チーム制の新役員体制を決定、発足以来の役員のうち6名が交代

リサイクル情報 高俊興業(株)の「人工芝リサイクルシステムの技術開発事業」 16

地球温暖化対策 東京都版「環境減税」活用のすすめ 18

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part47 19

寄稿・TTT会「第26回全日本トライアスロン宮古島大会」と
「石垣島トライアスロン大会2010」報告 20

委員会報告 (青年部) 21

協会の主な今後の日程 21

よろず相談 (税務・平成22年度税制改革の動向) 22

お江戸ぶらぶら歩る記 26

事務局だより・編集後記 28

就任挨拶

産業廃棄物適正処理の一層の推進に向けて

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長 村上 章



4月1日付けで産業廃棄物対策課課長に就任いたしました村上でございます。貴重な紙面をお借りし、皆様に就任のご挨拶を申し上げます。

今、社会全体が、循環型社会に加え、さらに低炭素社会に向け大きく舵を切ろうとしているこの時期に、環境行政、特に産業廃棄物対策に携わることができますことを光榮に思いますとともに、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現在、東京都では、廃棄物審議会において、来年23年度からの5ヶ年計画となる廃棄物処理計画を審議中です。温室効果ガスの削減に向け排出量を総合的に把握する考え方・手法の構築や、一般廃棄物処理・産業廃棄物処理・リサイクルといった「静脈側」と、素材・製品等の生産や販売、建築物の建設など「動脈側」の取組みを促す有効な施策を立案していきたいと考えております。

これに先立ち、昨年、東京都では、健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を促すための仕組みの一つとして、優良な取組を行う処理業者を第三者機関が評価・認定する制度を開始し、東京だけなく、他県の事業者の方々も含め、183社もの多くの事業者の方々が認定を受けました。貴協会には、評価制度の検討段階から貴重な御意見を頂くなど、多大なるご尽力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

認定を受けた処理業者については、認定ロゴマークの使用を認める

とともに、業者名を都のホームページなどで積極的に紹介しています。

今後も、是非とも、より多くの皆さんの参加を頂き、「東京発の評価制度」として、充実を図ってまいりたいと思います。

さらに、不法投棄対策の強化や感染性廃棄物など有害廃棄物等の適正処理を推進していきます。

不法投棄対策につきましては、その多くが建設廃棄物で占められ、かつ、都内の廃棄物が都外に運ばれ発生していることもあるため、平成19年度から、解体工事現場に対する指導を実施し、年間約1千箇所の指導を実施しております。今後も引き続き、未然防止の観点から調査・指導を行うとともに、悪質な事例については、行政処分等の厳正な対応をして参ります。

不適正処理が行われると、健康被害が生ずるおそれがある感染性廃棄物については、貴協会などの御協力をいただき運営しているICタグを活用したシステムの一層の普及のため、病院などに積極的に働きかけて参ります。

都がこれらの諸施策を実施する上で、貴協会の御理解・御協力は不可欠であります。今後とも密接な連携を図りながら、適正な産業廃棄物の処理を実現し、生活環境の保全・向上に努めてまいりたいと思いますので、引き続き御協力頂きますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

「第44回関東地域協議会」

坂川環境省産業廃棄物課長が処理法改正で講演

公益法人制度改革での意見交換や東京都から第三者評価制度聞く

(社)全国産業廃棄物連合会は、平成22年4月22日(木)午後2時から港区北青山「青山ダイヤモンドホール」地下1階の「サファイアーム」において、第44回関東地域協議会を開いた。会議に先立ち12時から会長会議も開かれ、議事終了後の5時からは席を移して懇親会も開かれた。この間、環境省からは大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長の坂川 勉氏の来賓挨拶と「廃棄物処理法の改正について」の講演が、また東京都から環境局廃棄物対策部の村上 章産業廃棄物対策課長と同課の磐井 一弘指導係長が出席し、産廃処理業者の第三者評価制度の説明が行われた。

さらに懇親会の席上、挨拶に立った國中全産廃連会長は6月に開かれる全産廃連会に於いて退陣し、後任に石井地域協議会会长にバトンタッチすることを明らかにして注目された。ご自身は来年6月まで大阪府産業廃棄物協会会长の任期があるので、それまでは石井新会長をサポートしていくことを明言のうえ、自分は全産廃連会長に就任以来、産廃業界の地位を10%底上げすることを目標としてきたので、新会長も引き続き業界の地位向上に力を注いで欲しいとしていた。



第44回関東地域協議会風景、中央で挨拶する石井会長

協議会はまず、石井会長の挨拶に始まり、続いて國中全産廃連会長が挨拶した。石井会長は「業界は引き続き厳しい状況にあるが、現在の注目点は今国会に提出された廃棄物処理法の改正で、後ほど来賓として出席の坂川産業廃棄物課長から最新情報を含めた講演をいただくことになっております。この中では、欠格要件に係る規制の合理化、建設工事で生ずる排出責任の明確化、廃棄物施設の許可制度の整備、優良事業者の更新許可年数の5年以上の長期化等の内容が骨子に成っているといわ

れております。廃棄物処理法が処理業者の規制のみに係るものでなく、業界及び処理業者の健全育成を図ってもらうべく、国を初めとして関係者に働き掛けていかねばならないと思っております。」と挨拶した。

続いて出席者の紹介が行われ、その後、石井会長を議長に議事に入った。まず①平成21年度関東地域協議会の事業報告と収支決算報告が行われ、原案どおり承認された。また、平成22年度の地域協議会の事業計画案および収支予算案が審議された。事業計画案の中

で次回の45回協議会の開催は栃木県での開催、事務担当者会議は群馬県での開催が決定した。また、事業としては、建設廃棄物処理料金調査結果のパンフレットの発行と、産業廃棄物最終処分場の環境管理説明会を平成23年2月に開催予定とすることを決めるなど、事務局の提案が承認された。

更に意見交換として、公益法人制度



計画の各県の考え方

が披露されたが、神奈川県等が引き続き公益法人を目指すことを明らかにして、その対策を検討していることを述べていた

が、その他各県はまだ態度が決まらず、各種検討を進めている状況が説明されており、全体としてまだ方向性が確定していない状況が明らかであった。

各县の方針説明の途中で、公務多忙の折、出席が遅れていた坂川環境省官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長が到着され、意見交換を中断して同課長の挨拶と「廃棄物処理法の改正について」の講演が行われた。

坂川課長は挨拶の中で同法の改正は3月5日に閣議決定され、ただちに衆議院に提出され、4月20日に衆議院を通過し、直ちに参議院に回付され審議中とのことであった。

続いて「廃棄物処理法の改正案について」の講演が行われたが、同法改正の必要性には、廃棄物の適正な処理を巡る課題として①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚。産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底が必要、②廃棄物処理施設（最終処分場等）による環境汚染への住民不安に配慮し、

維持管理対策の強化が必要、③優良な廃棄物処理業者の育成が必要とし、また、廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題として①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分、②廃棄物の循環的利用の確保が必要（国外廃棄物の輸入事例への対応）、③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない、を挙げていた。

この結果、法案の概要は、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化では①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届け出の創設、②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理を一元化、③処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けではなくこととする、④適正処理困難となった場合、処理業者による委託者への通知の義務づけ、⑤排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務、⑥不適正に処理された廃棄物を発見した時の土地所有者等の通報努力義務を規定、⑦措置命令の対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管の追加、⑧従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ、などで、このほか、課題に対応した改正がなされている。

なお、後日の情報として、廃棄物処理法の改正法案は5月12日に参議院を通過成立している。

講演の後、中断した公益法人制度改革の意見交換、東京都からの第三者評価制度の説明等が行われ、議事を全て終了して閉会した。

平成22年度の優良性基準適合認定制度説明会を開始 申請手続きを簡素化し、審査に「経営者インタビュー」加える

東京都環境局、(財)東京都環境整備公社及び(社)東京産業廃棄物協会は共同で、平成22年4月26日(月)午前10時から11時30分まで「なかのZERO小ホール」において、平成22年度優良性基準適合認定制度の第1回説明会を開いた。

東京都の産業廃棄物処理業者の第三者評価制度は、本年2月10日に全国初の認定制度である産廃エキスパート107社、産廃プロフェッショナル77社を第1回認定業者として決定したが、今回この認定制度の第2回として22年5月17日(月)から同年7月16日(金)まで申請を受け付ける。この間、4月26日を皮切りに5月11日(火)、5月26日(水)、6月16日(水)の合計4回の説明会を開くことにしており、席上、優良性基準適合認定制度の概要及び評価基準について、産業廃棄物処理業者を対象に制度の説明と申請書類等の手続方法を説明、同時に「申請の手引き」を配布する。

当日、まず東京都環境局 廃棄物対策部 村上産業廃棄物対策課長が大要次の通り挨拶した。



村上氏

「今回の第三者優良性認定制度の狙いとしましては、適正に事業を行っている処理業者が、市場で正当に評価され、結果として事業の拡大を行えるようにしたいということです。反面、不法投棄や不適正処理を行っている悪質な業者を駆逐する狙いもあり

ます。この仕組みを通じて産業廃棄物が適正に処理される社会を構築していきたいと思っております。

これまで東京都は適正処理に向けて独自の対策を推進してきましたが、今回の第三者評価制度は、国の大きな柱になるものと考えております。まずは認定を受けた業者が、さすがに認定業者だと社会から高い評価を受けることが一番大切なことで、そのことが制度の信頼を高めていくことになります。そうすれば、自社も認定されることによりそれが自信となり、相乗効果として制度の信頼性が高まっていくものと考えます。

一方、排出事業者の方々にもこの制度について十分に周知を図り、認定された処理事業者が選択されるように、あらゆる機会を通じてPRしてまいります。昨年は7回説明会を開き、千人以上の多くの排出事業者の方々がこの制度を知ることになりました。

現在の経済状況を見ると厳しい状況にありますが、こういう機会を捉え自社の良さを広く社会にアピールし、ビジネスチャンスを拡大していくようお願い申し上げます。」

続いて、産業廃棄物対策課 磐井指導

係長からプロジェクトを使っての制度の説明が行われた。

内容については、既に21年度の排出



事業者、排出事業者向けを含めて数十回に及ぶ説明会が開かれているので、ここでは詳細は省かせて頂くが、この制度は

磐井氏

既に産廃処理業者として許可を受けていた者が、更にその業者の申請に基づいて優良性を認定して世間に明らかにするもので、この認定に当たっては東京都が指定する(財)東京都環境整備公社が評価・認定するものである。

優良性制度については、すでに数年前から徳島県が県知事の認定で、また岩手県の場合は処理業界の団体が認定している。また、国の制度でも平成15年度から優良化推進事業を行っているが、これも許可権者が行っているもので、第三者による認定は東京都の制度のみで、全国で初めてのものである。

なお、東京都では、22年度の応募者は200社程度を見込んでいる。

制度説明の後、「申請の手引き」の冊子を基に、(財)東京都環境整備公社 総務部 優良性認定評価室 石井調査係長が申請手続きについて説明した。

これによると、内容については前回の21年度とほぼ変わりは無いが、公社では、次の通り、申請者に分かりやすく、便利になるよう申請方法、申請手続き、申請書類等を見直した。

☆ 申請方法を多様化した。



石井氏

郵送だけであった申請方法を見直し、宅配便でも申請できるようにした。また、予約の上、公社へ直接持参することが出来る。

☆ 準備書類の書き方をわかりやすくした。

申請書類のつづり方については、図を用いた説明を追加した。また評価基準表は、申請時に必要な資料及び現地審査で必要な資料を明確に「書面審査資料」と「現地審査資料」とし、評価基準表に書類の具体的な内容などを記載し、わかりやすくした。

新たに「申請書類チェック表」及び「現地審査資料チェック表」を儲け、必要な資料を確認しやすくした。

☆ 自己評価の点数が自動的に計算できる。

自己評価は申請者による手計算で行っていたものを、シート上で自動計算できるようにした。その結果、即座に申請できる評価の区分がわかる。

その他、評価の参考とするために「経営者インタビュー」を加えた。即ち、平成22年度から現地審査時に「経営者インタビュー」を行う。代表者又は役員に概ね15分程度、会社の経営方針等について聴取する。

行政だより I

I 優良性基準適合認定制度 ～第1回認定業者研修会開催のお知らせ～

この度、東京都環境局廃棄物対策部では、平成21年度に「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」において認定された処理業者を対象に「悉皆」のフォロー研修を行なうこととしています。

当協会の会員のなかでも、多くの処理業者が認定されました。
ぜひ研修へ受講方をよろしくお願ひいたします。

○ 目的

平成21年度「東京における優良性基準適合認定制度」において認定された処理業者に対し、業界の模範である自覚を促し、現状より更にステップ・アップを図るため、東京都によるフォロー研修を行なう。

○ 内容

- ・健全な廃棄物処理とリサイクルビジネス
- ・東京都が取り組む先導的な環境施策
- ・日常の立入検査から見て、処理業者が注意すべきこと
- ・評価員として現場審査・書類審査を振りかえって
- ・本制度活用に向けた排出事業者に対する東京都の取組について
- ・その他（法改正への対応等）
(なお、上記のテーマ名について変更の場合もあります)

○ 主催

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

○ 開催日時

①エキスパートで認定された処理業者の方（107社）

平成22年6月2日(水) 14時から16時30分

②プロフェッショナルで認定された処理業者（77社）

平成22年6月4日(金) 14時から16時30分

○ 会場

東京都新宿区新河岸1-1セントラルプラザ17階
東京都消費生活総合センター教室I、II

○ アクセス

JR総武線飯田橋駅西口徒歩1分 地下鉄飯田橋駅B2b出口徒歩1分

○ 備考

本研修は、認定業者の悉皆研修とさせていただきます。

各社2~3名以内で、会社代表（准ずる方）又は現場責任者（准ずる方）の

行政だよりⅡ

出席を求めます。

研修終了証（会社宛）を発行します。（東京都環境局廃棄物対策部長名）

なお、日程の都合が悪い場合、日にちの調整をいたします。

○ 問合先

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係

電話03-5388-3586 磐井・辺見

II 東京都廃棄物対策部関連の人事異動

東京都は平成22年4月1日付で、次のとおり職員の人事異動を発令した。

【課長級】

役職	新	前職	前任者	異動先
資源循環推進課長	金子 亨	一般廃棄物対策課長	谷上 裕	助東京都環境整備公社事業部長
産業廃棄物対策課長	村上 章	自動車公害対策部交通需要マネジメント担当課長	加藤 仁	助東京都私学財団事務局長
一般廃棄物対策課長	梅村 清	埋立調整担当課長	金子 亨	資源循環推進課長
埋立調整担当課長	太田 哲郎	多摩環境事務所自然環境課長	梅村 清	一般廃棄物対策課長

(廃棄物対策部産業廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
審査係長（課長補佐）	黒岩 秀之	都市地球環境部	立蘭 那人	多摩環境事務所廃棄物対策課
審査担当係長	渡部 健一	環境省派遣	中尾 匠伯	PCB処理対策担当係長
受入担当係長	関 信行	自動車公害対策部	遠藤 清明	廃棄物埋立管理事務所
PCB処理対策担当係長	中尾 匠伯	審査担当係長	山路 孝俊	環境改善部
課務担当係長（課長補佐）	堀口 栄二	警視庁	川口 博之	警視庁
不法投棄対策担当係長	溝口 隆雄	自動車公害対策部	小泉 裕靖	廃棄物埋立管理事務所

(多摩環境事務所廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
規制指導係長	櫻井 聖二	廃棄物埋立管理事務所	玉手 照助	退職

(廃棄物埋立管理事務所)

役職	新	前職	前任者	異動先
経理担当係長	遠藤 清明	産業廃棄物対策課	中里 宗八	指導担当係長
土木係長	小泉 裕靖	産業廃棄物対策課	大下 勝博	東京都島嶼町村一部事務組合

産廃相談 ア・ラ・カルト①

はじめに

当協会が長年行っていた「産廃相談事業」の専任相談員が交代した。

従来は、相談内容を集大成のうえ、年に2回、機関誌上に報告する方式であった。相談事業の後を引き継ぐ者としては、負担の軽減のために、毎月の機関誌に分割して報告することを提案し承諾を受けた。

相談内容は多岐にわたるため、全てを完璧にこなすのは無理であると思われる。必死に調べて回答した内容に不手際があればご指摘いただきたい。不肖私の回答内容が全て正解であると思い込むほど傲慢ではない。

異論、意見がある場合は東京産廃協会のホームページ（下記）に掲載の問合せメールにて問題提起を頂きたい。

後ほど、関係機関に照会の上、ご意見のあったことを機関誌で報告するとともに、再度、より妥当な回答を提供する方式を採用いたしたい。

以上よろしくお願ひいたします。

専任相談員 北村 亨（東京産廃協会 賛助会員、行政書士）

東京産廃協会 ホームページ <http://www.tosankyo.or.jp/>

法上問題があるか。

- ・梱包材が廃棄物となる場合には、納品車両には産廃の収集運搬の許可が必要か。

= 回 答 =

- ①製品と梱包材は一体の物として納品されて、製品を使用するまで梱包したまま保管される場合には、開梱された後の梱包材を無償で持ち帰る方式を従来より踏襲してきた。

梱包材は、ストレッチフィルム、エスティルバンドなどの廃プラスチック類である。引き取った後は、有価で専門業者に売却している。

④質問

- ・梱包材の処理責任はお得意様か、引き取ってきた弊社か。どちら？
- ・無償で引き取る行為は、廃棄物処理

その不用物を自ら利用したり、他人に有償で売却出来なければその不要物は廃棄物となります。

当該廃棄物は、原則的には梱包材の発生した事業所が処理責任を負うことになります。

②納入業者が、梱包材を無償で引き取る行為は、許可不要の特例適用の「下取り行為」とは同一ではない。

③ただし、その行為が業界において、長年の商習慣として行われており、かつ、納入業者の責任で適正に処理されている場合には、廃棄物処理法に違反となるかは判断が微妙である。

相談事例では、納品業者が引き取った梱包材を有価で他業者に売却しており、その意味では不用物になる前の物を引き取って来ており、廃棄物処理法の問題は回避される。

④今後の問題として、梱包材を大量に納品車輌で引き取る時に処理費を相手会社に請求する場合、又は無償で引き取った梱包材であっても、自社で処理費用がかかる場合には、廃棄物処理法の廃棄物収集運搬業許可の取得が必要となります。

⑤結論

- ・廃棄物を処理する場合には、必ず費用がかかります。納入先業者と協議の上、廃棄物処理のルールを理解してもらい、納入先の事業者の責任で処理する体制を構築してもらうこと。
- ・処理費を軽減するために資源化ルートに載りやすい材質の梱包材を使用するなど、資源化減量化の廃棄物処理システムをご検討されたらいかがですか。

質問相談 2

- ①相談者：自販機による飲料缶販売
- ②相談案件：自販機の空き缶回収ボックスの空き缶処分について。

③内容：

自販機に併設設置した空き缶回収ボックスから空き缶を回収し、くず鉄業者に運搬し処分をしている。空き缶の素材は鉄とアルミであり「もっぱら物」としてマニフェスト不要で許可車

輛以外の車輌で運搬するのは問題ないか？委託契約書は不要でよいか？

またペットボトルの空き容器が混ざる場合の処理についてはどうか？

回答

- ①自販機の回収ボックスから回収した空き缶には鉄、アルミの金属類のほかに内容物の残留とかゴミが付着のケースが予想される。さらには、ペットボトルが混ざれば、総体として「廃棄物」と見るのが妥当である。
- ②自社で販売した物の空き容器類（ペット容器を含む）を自社で引き取る行為は「下取り行為」の一種と見なせば、廃棄物の回収行為でもマニフェス伝票と許可車輌は要求されない。
- ③回収物の処理の流れは、自社の施設に持ち帰り、自社にて金属くず、ペットボトル類、及び混合付着物に仕分けを行い、それぞれに適した処理を行うことが基本となる。
- ④その際に、金属くずはもっぱら物の扱いで、マニフェスト不要、自社車輌で対応可能。ペットボトルが有価売却出来なければ、産廃として処理が求められ、マニフェスト、委託契約書が必要。自社車輌での運搬は可能。

質問相談 3

- ①相談者：弁護士
- ②相談案件：委託処理契約書に添付するWDS(廃棄物データーシート)の制度について

③内容：

WDS(廃棄物データーシート)は、該当する品目がない場合でも添付する義務があるのか。

回答

- ①WDSの制度は、性状の変化、又は有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等の課題に対応するために策定された。
- ②この制度は「適正処理のために必要な廃棄物情報」を処理業者に提供することを定めたガイドラインである。
- ③これは、性状の変化及び有害特性のある廃棄物情報に限定して適用される。
- ④非該当の場合は委託契約書の条項に「該当品目なし」と記載すること。

質問相談 4

- ①相談者：許可取得希望者
 - ②相談案件：法人の代表者又は役員に前科がある場合の許可取得
 - ③内容：
- 法人の代表者に前科がある場合に、その法人名義では産廃の収集運搬業の許可申請できないのか。（刑満期 5年内）

回答

- ①裁判所などにおいて審判判決にて禁固の実刑を受けた場合の刑の執行を終えた時点から5年間、又は執行猶予の期間中はいずれも、廃棄物処理法第14条の3の2第一項第1号などにより産廃処理業許可の欠格要件に該当する。ただし、執行猶予の期間が満了した場合には、その満了した翌日より欠格要件には該当しないこととなる。
- ②欠格要件については、許可申請を出す行政の申請窓口にて、事前相談を受ける際にその旨の説明があります。

以上

平成21年度下半期の相談ごと実績

(総数983件)

	内訳	件数	構成比%
I 項目内訳	①処分先照会	774	78.7
	②質問事項	157	16.1
	③相談事項	52	5.2
II 区分内訳	①産業廃棄物	878	89.4
	②一般廃棄物	81	8.2
	③再生利用	0	0
	④他の法令関係	13	1.3
	⑤その他	11	1.1
III 業種別	①排出事業者	664	67.6
	②処理業者	111	11.3
	③建設関係	112	11.4
	④一般市民	50	5.1
	⑤行政機関	31	3.2
内訳	⑥コンサルその他	15	1.4

(上記の「I項目内訳」の(上位の)細目)

	区分	件数
1.品目細目	①複数品目	179
	②混合廃棄物	118
	③金属くず	92
	④薬品類	62
	⑤廃プラスチック類	41
	⑥廃油	32
	⑦石綿	30
	⑧感染性	20
2.質問細目	①定義区分	49
	②マニフェスト伝票	43
	③契約書	36
	④法令全般	25
	⑤委託基準	17
	⑥許可基準等	8
3.相談細目	①業界情報	9
	②許可関係	5
	③契約関係	4
	④定義区分	4
	⑤産廃情報	2
	⑥委託関係	2

「アースデイ東京2010」に東産廃協青年部参加



平成22年4月17日(土)、18日(日)に「アースデイ東京2010」が代々木公園をメイン会場に開催されました。



アースな風景

アースデイとは1970年にウィスconsin州選出のG・ネルソン上院議員が4月22日を「地球の日」と宣言したことから誕生し、その後も、世界175カ国、約5億人が参加する地球最大のフェスティバルとなっています。

2010年で誕生40年目、日本で開催されてから20年目の節目の年となった「アースデイ東京2010」では「愛と平和の地球の祭典」をコンセプトに、さまざまなジャンルのNPO団体や企業がア

クションを起こし2日間で約135,000人の来場者がありました。

開催にあたり前日からテント等の設営準備をし、17日(土)を迎えました。当日は雪がちらつき地球温暖化を忘れさせる4月とは思えない寒さでしたが、天気は次第に回復して18日(日)には晴天となり前日以上の来場者があり盛り上がりを見せました。

我々東産廃協青年部の参加メンバー(19社27人)は今回の参加で環境活動を

広く社会に知ってもらうために、東京産業廃棄物協会専用ブースでの啓蒙活動とボランティアに分かれて活動を行いました。



大興運輸倉庫株石原氏(左)と
ティー・ビー・ロジスティック株相川氏(右)

ブース内では今回作成しましたCO₂マイナスプロジェクトのシンボルマーク入りTシャツを着用し、プロジェクトのシンボルマークのパネルや木くず、廃プラ等のリサイクルを紹介したパネル、RPFの現物などを展示しながら来場された方々に説明を行い青年部の活動をアピールしました。

ボランティアとして「ごみゼロステーション」での分別教育及び運営に参加しました。ここでは持ち込まれたごみの分別の指導やパッカー車の模型を使い、楽しみながら廃棄物が何に生まれ変わるか学んでもらいました。その間にお父さん、お母さんたちには日頃行なっている『あなたのエコ』を教えてもらい環境負荷を低減する事例を教えていただきました。さらに古米から

作ったゴミ袋を配布し、ごみの持ち帰り運動も行ないました。



ごみゼロステーションでボランティア活動中

今回の「アースデイ東京2010」に参加した際に強く感じた事は、来場者や出展者に若い方々が目立ちエコに対する関心の高さがうかがえた事で、さまざまな環境負荷低減の活動を体験できたこの経験を今後の活動におおいに生かしたいと思いました。



青年部のブースにて

今回の参加にあたり、白井エコセンター株式会社様の一方ならぬご尽力をいただきましたことを、誌面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

(東京ボード工業・高嶋 記)



女性部



2チーム制の新役員体制を決定 発足以来の役員のうち6名が交代

平成22年4月15日(木)午後3時より、協会会議室において女性部の第6回定期総会が開催されました。

出席者は24名(内委任状4名)あり、過半数を満たす出席のもと総会は有効に成立いたしました。



女性部総会風景、挨拶する二木部長

協会の古川専務理事より挨拶を頂き、引続き二木部長挨拶の後、矢部久子幹事が議長を務め、

- ・第1号議案平成21年度事業報告
 - ・第2号議案平成21年度決算報告
 - ・第3号議案平成22年度事業計画案承認の件
 - ・第4号議案平成22年度予算案承認の件、
 - ・第5号議案役員全員任期満了につき役員候補者選任の件、
- についての審議が行われ、いずれも満場一致で議案は承認可決されました。

この度、役員8名のうち退任される方の多くは、平成13年に女性委員会発足から、平成16年に女性部となり平成

21年度までの約8年間、東京産業廃棄物協会のイメージアップや後輩の指導と育成に努めてこられました。

長い間御尽力頂き、この誌面をお借りして深く感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

新体制の女性部は、廃棄物だけではなく、地球環境保全も含め広く勉強をすることで産業廃棄物処理業のこれからを考えていくことや、ボランティアなどの社会活動を通じ東京産業廃棄物協会をPRしていくこと、当協会会員と他県協会会員との交流を深めることなどを目標に活動して参りたいと思います。

みんなで使おう!
"再生紙"

また、多くの環境関連事業者と出会う機会を作り、廃棄物事業者としての社会的な役割を学び、人材育成の場として役立てて参りたいと考えております。

具体的には、平成22年度は女性部全体会を2チーム制にし活動していくことを決定いたしました。

一つは協会外に対するPR活動を

行う外向けチーム、もう一つは女性部内部の研修会などを企画する内向けチームで構成されます。

部員はどちらかに所属し、協会の発展と人材育成に努めます。

女性部は全部員が一致団結をして廃棄物業界の未来を見据えて一歩一歩前進していく活動を目指して参ります。

(山下記)

なお、退任された幹事のうち、当日出席の矢部、大羽、伏見3氏から退任のご挨拶を頂いた



矢部さん



大羽さん



伏見さん

旧 役 員			新 役 員		
役職名	氏 名	会 社 名	役職名	氏 名	会 社 名
部 長	二木 玲子	大谷清運(株)	部 長	二木 玲子	大谷清運(株)
副部長	野村 幸江	(株)東京クリアセンター	副部長	野村 幸江	(株)東京クリアセンター
副部長	方城 寿代	恵比寿産業(株)	副部長	山下智栄子	(有)スリーシープランニング
幹 事	五十嵐和代	(株)五十嵐商会	幹 事	小野寺美加	リサイデイアコーポレーション(株)
幹 事	伊藤美智子	ムゲンシステム(株)	幹 事	平原 由樹	山下産業(株)
幹 事	大羽 敬子	(株)フジ・トレーディング	幹 事	前川 佑子	(株)トーホークリーン
幹 事	伏見 幸江	(株)第一建設	幹 事	吉田きく江	(株)クリエイト
幹 事	矢部 久子	丸順商事(有)	幹 事	渡邊 久美	武藏野土木工業(株)
顧 問	森 裕子	(株)ハチオウ	顧 問	森 裕子	(株)ハチオウ

リサイクル情報

高俊興業株式会社

(財)産廃処理事業振興財団より、「人工芝リサイクルシステムの技術開発事業」が平成21年度の助成事業として選定される!

1. 都の廃棄物処理技術等の実証研究支援事業として選定

高俊興業㈱では、平成21年6月より、東京都と「廃棄物処理技術等実証研究支援事業」の実施に関する協定を締結し、環境局の中防合同庁舎内実験棟の一部の貸与を受け、人工芝の資源化リサイクルの実証研究に取組んできた。

研究開発組織としては、技術開発研究所を立ち上げて、東京都環境整備公社と東京都環境科学研究所の技術支援を受けながら、民間の機械メーカーとの連携により、人工芝の資源化リサイクルに向けて効率的な処理システムの開発を目指して活動している。

昨年11月には中防庁舎の実験棟において、環境局廃棄物対策部の井戸部長他関係者の参列のもとに砂とゴム粉を分離する技術開発の公開実験を行った。

2. 人工芝の資源化が要請されている社会的環境

人工芝の敷設面積はスポーツ施設、学校の校庭など毎年増大しているが、その耐用年数は約10年前後と推定されており、最近は徐々に人工芝の処理処分委託を受け始めしており、現状はほとんどが埋立処分に依存している。

人工芝の敷設面積が拡大するに従い、今後の推定では、廃棄される人工芝の排出量が右肩上がりに増加することが見込まれている。

3. 都の廃プラスチック類の中防埋立ゼロ計画に呼応

東京都では平成23年度より中防埋立処分場における廃プラスチック類の埋立ゼロ計画を推進している。これらの計画に応えるために人工芝を破碎して埋立するのではなくマテリアル、サーマル、又はケミカルの資源化の可能性を追求する必要がある。その資源化の技術開発を達成していくのが資源循環型社会をめざす処理業界としての重要な課題である。

4. 産廃処理事業振興財団の技術開発助成事業として選定

この度は、産廃処理事業振興財団が募集した平成21年度の助成対象事業に応募したところ、厳しい書類審査、現地審査をクリヤーして、応募8社の中で、光栄にも最終的な助成対象2社に選定されるに至った。(助成額250万円) さる4月1日に同事業団にて助成金交付証の授与式が、当社社長高橋俊美、副社長高橋潤他数名の参加のもとに厳粛に行われた。財団の権利理事長からは、人工芝を助成事業対象とする理由として未開拓分野である人工芝の資源化に着眼し、その技術開発に着手した実績を評価することと、今後の取り組みに期待する旨のお言葉をいただいた。

5. おわりに

弊社では、東京都および産廃処理事業振興財団の要請に応えるべく全社を

挙げて、所期の目的の人工芝の資源化技術の開発に取組むとともに、技術開

発の将来展望としては人工芝の資源化事業を視野に入れて取組む決意です。

平成21年度 産業廃棄物処理助成事業 申請の概要

1. 応募事業名称

人工芝リサイクルシステムに関する技術開発

2. 申請者 企業名

高俊興業株式会社 (東京都中野区新井1-11-2)

3. 申請者

産廃処分業許可内容

①住 所

東京都大田区城南島3-2-15 (東京臨海エコ・プラント)

②事業範囲

中間処理(破碎、圧縮梱包)

4. 助成事業の主たる実施場所

①東京都江東区青海2丁目地先環境局中防合同庁舎内研究棟1階

5. 事業の内容 【要約】

学校施設又はスポーツ施設では人工芝の敷設が増加しており、当初敷設の廃棄時期が到来しつつある。概ね10年が廃棄サイクルと言われ、現状ではそのほとんどが埋立処分に依存している。国内的に人工芝の資源化リサイクル技術の開発が求められている。

助成事業の対象とする人工芝は、分離、選別、切除等の工程を経ることにより資源化リサイクルの可能性を追求し、その実現を図る。

6. 事業の詳細

①新規性

・砂とゴム粉の分離選別の実施(比重差と振動篩の組み合わせ)

・芝と植込み部分の分離選別の実施(分離選別によりサーマル、マテリアルリサイクルの可能性を検証し、実現を図る)

②優秀性

・未開拓分野である人工芝の資源化技術の開発により資源化と適正処理を追求。

③事業性

・事業化の環境は整備されていない。メーカーの製造者責任の明確化と、資源循環促進法における品目指定、敷設工事業者との連携などにより事業化の可能性を追求。

④実施体制

・社内に技術開発研究所を設立。民間及び行政の経験豊富なスタッフを結集。

・東京都と協定締結により、環境科学研究所の技術者の指導と協力を受ける体制確保。

⑤場所の確保

東京都環境局中防合同庁舎に所在する都環境科学研究所1階の研究施設の使用を東京都との協定「廃棄物処理技術等実証研究支援事業実施協定書」により承認される。



今回交付証が授与された二社(前列)と助成事業振興委員会及び財団関係者(後列)
前列のうち向って左側が弊社

東京都版「環境減税」活用のすすめ

最近の激しい天候変動は、夏のように暑くなつたと思えば、41年ぶりの東京での降雪が記録されるなど、誰もがおかしいと感じるものではなかつたでしょうか。

この様な現象を体感する中で、いま私たちが取り組まなければならないこととして温暖化防止対策が叫ばれていますが、経済活動の発展と温暖化対策を両立した持続可能な社会形成は難しいバランスの上にあると痛感するところです。

100年に一度と呼ばれる不景気の中で、温暖化対策の取り組みは厳しい状況だと思いますが、昨年「中小企業向け省エネ促進税制」と「次世代自動車の導入促進税制」を柱とした東京版環境減税が打ち出されました。

この減免を受けるためには、「地球温暖化対策報告書制度」の年間エネルギー使用量1500キロリットル（原油換算）以下の事業所であって、地球温暖化対策報告書や計画書などを東京都環境局に提出した事業者でなければなりません。

中小企業向け省エネ促進税制は、空調設備、照明設備、小型ボイラー設備、再生可能エネルギー設備の導入に際して、東京都環境局の推奨機器を選ぶことで、商品代金と設備設置の工事費用を入れた取得額の2分の1（上限1000万円）を取得した事業年度の事業税額から減免する制度です。

「エネルギー需給構造改革投資促進税制」の適用や国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合でも、この減免制度を受けることができます。

次世代自動車の導入促進税制は、平

成21年度から平成25年度の間に電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を新車で購入した場合の自動車取得税と自動車税を全額免除する制度です。

自動車税においては、新規登録年度から5年度分の全額免除を受けられます。

年間エネルギー使用量1500キロリットル（原油換算）の総量削減義務対象外であった場合、太陽光発電システムの導入、省エネタイプのエアコンへの切り換えや蛍光灯照明器具の切り換え、車両の購入などを検討される際は是非参考にしていただければと思います。

とある識者が言った「経済的な面で人々の行動を促せば低炭素社会をつくることができます。そしてそれは、経済成長を止めることではないのです。」という言葉どおり、様々な減免制度を利用して、いかに経済成長を止めることなく、温暖化対策に取り組み行動できるのか、今後もこのような制度を紹介し、少しでもお役に立てればと思います。

（大崎 記）

身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part47

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	ダンピングヤード内で	分別を終了した廃棄物を工場施設内に投入する為、ペイローダーで集積作業中	バックしようしたら、作業員が後ろを横断した。	①ペイローダー作業中は、後方を横断しない旨を周知徹底する。②重機運転手は、作業員の動きを無線等で把握し、バック時には指差し呼称を励行し、徐行する。③重機と作業員が混在して作業する時は、作業指揮者の指示下で行う。
2	検品ヤード内で	2t トラックの荷台で、木くずをコンテナ内に投入する時	バタ角に付いていた釘が革手袋に引っ掛かり、身体が振られて荷台から落ちそうになった。	①木くずを扱う時は、釘類が手袋に引っ掛かる可能性が高いことを意識し、釘の有無、位置を確認して持つ箇所に注意を払う。②パレット等の木製の重量物を扱う時は、釘等の突起物の確認と共に、一人作業を避け無闇に投げたりしない。
3	朝の通勤時の路上で	乗用車で一般道路を走行中	カーブを曲がったら朝日で逆光となり、前車がいなかった為に信号が変わったのに気付くのが遅れ、赤信号を直進しそうになった。	①冬季の通勤時は常に逆光を意識し、逆光の時にはサンバイザーを下げてスピードを落とす。②サンバイザーを下げると視界が狭くなるので、周囲の確認に細心の注意を払う。③通勤には時間に余裕を持ち、ゆっくりとした運転をする。
4	ダンピングヤード内で	分別した木くず等を集積するため、ペイローダーを荷に近づけようと移動した時	荷の端にあった直径10cm、長さ20cm程の塩ビ管を踏んでしまい、塩ビ管が横方向に飛んで作業員に当たりそうになった。	①原則は荷の上を走行しない。やむを得ず荷の端等を走行する場合は、飛散物（塩ビ管、ガラ、缶類等）を除去し、確認した後とする。②重機の移動時は無線等で連絡をし、作業員は分別作業等を中心して重機から出来るだけ離れる。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

第26回全日本トライアスロン宮古島大会

4月18日日曜日、沖縄県宮古島市にて開催された伝統の有る宮古島トライアスロン大会にハチオウの森が参加しました。今回は「海・風・太陽・熱き想い 君を待つ」を大会テーマに、日本全国よりエントリー枠1500人の中でも1402人がレースに参加し、1207人が完走しました。



水しぶきを上げながらのスイムスタート

スイム3キロ、バイク155キロ、ラン42キロ（制限時間13時間30分）のレースで、当日の気温は22.5度、湿度65%、東の風5.9mでした。

森の成績は、スイム0:53:59、バイク5:33:38、ラン4:26:45で総合記録は10時間54分22秒でした。初参加としてはまずまずの結果で、総合299位、年齢別56位となりました。

今大会には、芸能関係の参加もあり、マッチ（近藤真彦さん）も見事に初参加で完走されました。

次は、アイアンマン・ジャパン（世界大会への出場枠を決める日本での唯一の大会）にTTT会より6名参加します。全員の健闘を祈ります。

（森雅裕 記）



約11時間の挑戦の末のフィニッシュ

石垣島トライアスロン大会2010

今回で何と5度目の出場となる石垣島トライアスロン大会。

今回も泉、石田「また帰ってきました！メンソーレ」死ぬまでここ石垣島大会は出場すると誓った、泉&石田。私、石田は何歳までタイム（順位）を縮められるかを目標に、泉氏は何年寿命を縮められるかを目標に又もやチャレンジ致します。

天候はここ数カ月で一番、体のコンディションも練習不足を除けばバッチリ！恒例の泡盛を前夜祭であおり、気合い十分で大会に臨みました。今回私の弟（石田俊平）も人生修業として出場ということもあり、醜態をさらせない気持ちもありましたが、さすがに5度目の出場、早朝から緊張も無く最高のコンディションでした。

その結果（下記リザルト参照）、石垣島での過去最高順位、タイムも過去2番目と満足のいく結果を叩き出しました。来年は更なる努力を重ね、まだまだ上を狙いたいと思います。（仕事も頑張ります。）

リザルト

石田 太平 55位 スイム00:29:20 バイク01:15:19 ラン00:43:36 総合02:28:15
泉 昌男 192位 スイム00:29:56 バイク01:21:46 ラン00:54:07 総合02:45:49
(出場者総数約1700人)

（石田太平 記）



青年部（加藤部長）

平成22年4月6日（火）16時より10人の幹事により幹事会が開催された。

まず、法令委員会から日野自動車エコドライブセミナー参加者による講習会参加効果が実数値をもとに発表された。全ての参加者において燃費向上効果が出たことが報告され、次回4月開催は中止となったが5月に追加開催が行われるのでぜひ参加をとの呼びかけがあった。

次に幹事会前の14時から話し合いが行われていた4月17日から18日のアースデイについての最終的な確認がなされた。当日の人員体制、ブースの中味、必要な備品等が確認された。特に人員体制については18日に参加可能な部員が少ないとから再度18日を重点的に募集することで決定した。

最後に、21年度活動内容一覧をもとに今年度の活動を再度検討して会議は終了した。次回幹事会は5月13日（木）15時から開催される。

～協会の主な今後の日程～

（平成22年5月1日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
12	水	常任理事会 13:30~/ 第278回理事会 14:30~	協会会議室	
13	木	青年部 幹事会 15:00~	協会会議室	
14	金	女性部 幹事会 14:00~/ 勉強会 15:00~	協会会議室	
19	水	広報委員会 10:00~	協会会議室	
5	20	木 安全衛生推進委員会 15:00~	協会会議室	
24	月	東京都廃棄物審議会・計画部会（第3回） 13:40~	都庁第二本庁舎31階	
25	火	全産廃連； 第135回理事会 13:30~	全産廃連会議室	
26	水	第53回定期総会 16:30~/ 懇親会 18:00~	青山ダイヤモンドホール	
28	金	収集運搬委員会 15:00~	協会会議室	
4	金	青年部 幹事会 14:00~/ 定時総会 15:00~/ 研修会 16:00~	協会会議室	
9	水	常任理事会 13:30~/ 第279回理事会 14:30~	協会会議室	
11	金	安全衛生推進・収集運搬委員会 合同（会員対象） 収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ研修会」 13:30~	ベルサール西新宿	
6	17	木 女性部施設見学会	協会会議室	
18	金	全産廃連； 第26回通常総会	明治記念館	
22	火	常任理事会 15:00~	協会会議室	
25	金	多摩支部 幹事会/支部会/研修会		
7	14	水 常任理事会 13:30~/ 第280回理事会 14:30~/ 法制度検討会 16:00~	協会会議室	
15	木	女性部	協会会議室	
23	金	青年部	協会会議室	
27	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00~/ 常任理事会	協会会議室	

ようこそ相談



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

平成22年度税制改正動向

問 平成22年の税制改正の動きを教えて下さい
改正事項の中での会社・個人に係わる一般的な項目について主に説明してください。

答

<グループ法人税制>

法人税関係での改正ではグループ法人税制の導入がなされます。
この制度は100%資本関係のある法人を対象とする制度です。
連結納税制度はこの制度の中に位置づけられ、選択して適用することになります。
したがって、対象となる法人の範囲は、ほぼ同様となります。
主な内容を示せば以下のようになります。

グループ内取引に係わる取り扱い

- イ 100%グループ内の法人間の資産譲渡について
連結法人間取引の損益の調整を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生じた譲渡損益を、その資産をそのグループ外への移転の時に、その移転を行った法人において計上することになります。
注) 100%グループ内法人とは完全支配関係のある法人をいいます。
すなわち、発行済み株式の全部を直接又は間接に所有する関係をいいます。
- ロ 100%グループ内の法人間の寄付
100%グループ内の法人間の寄付について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入となります。
- ハ 100%グループ内の法人間の配当
a 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます）について組織再編税制の一環と位置付け、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が

講じられます。

この場合源泉徴収は行われません。

- b 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子の控除を適用しないこととなります。
- ニ 中小企業向け特例処置の大法人の子会社に対する適用
資本金の額が1億円以下の法人に認められているものに以下の制度があります。
軽減税率
特定同族会社の特別税率の不適用
貸倒引当金の法定繰入率の適用
交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
欠損金の繰戻しによる還付制度
しかし、資本金の額が5億円以上の法人の100%子会社にはこの適用がなくなります。
たとえば、交際費は全額が損金不算入となることになります。

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入

給与所得控除について二重控除の問題として制度化されたものですが、この制度は廃止となります。

<相続・贈与税制の改正>

小規模宅地等の相続税の課税価格特例制度の見直しがなされます。

- 1 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住しない宅地等は特例適用の対象から除外されます。
- 2 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定されます。
- 3 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに、特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに接分して軽減割合が計算されます。
- 4 特定居住用宅地等については、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明確化されました。

具体的に説明をしますと、

- 1の場合…従来は相続人が相続税の申告期限まで引き続き事業又は居住を継続しなくても200m²までの部分は50%の減額ができていましたが、この制度は廃止となりました。

2の場合…非相続人と同居していた配偶者と非同居の子供がいるときに、配偶者が適用要件を満たしているならば、その子供も配偶者と同様に80%の減額特例の適用が可能でしたが、この制度も廃止となりました。

3の場合…一棟の建物の敷地の居住用と貸付用とがある場合あります。

従来はその場合は一部が特定居住用に該当するときは建物の敷地全体が特定居住用に該当することとされていました。この制度も廃止され、個別に按分し減額割合の計算をすることになりました。

4の場合…従来は特例を受ける対象宅地を選択して相続が最も節約できるようにシミュレーションをすることができましたが、適用の明確化がなされました。

この改正は平成22年4月1日以後の相続・遺贈で取得するものに適用されます。

住宅取得等資金贈与の贈与税の非課税の特例

平成22年12月31日までに直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が一定の要件を満たす場合には500万円までの金額については贈与税の価額に算入しないこととされていました。

改正でこの金額が拡張されました。

非課税限度額

平成22年度中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…1500万円

平成23年度中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…1000万円

同様に相続時精算課税に係る贈与税の特別控除額2500万円の他に1000万円の特別控除がありました。この1000万円の分は平成21年12月31日をもって廃止されました。

<所得税の改正>

子供手当等の関係から扶養控除の見直しがなされました。

所得税…

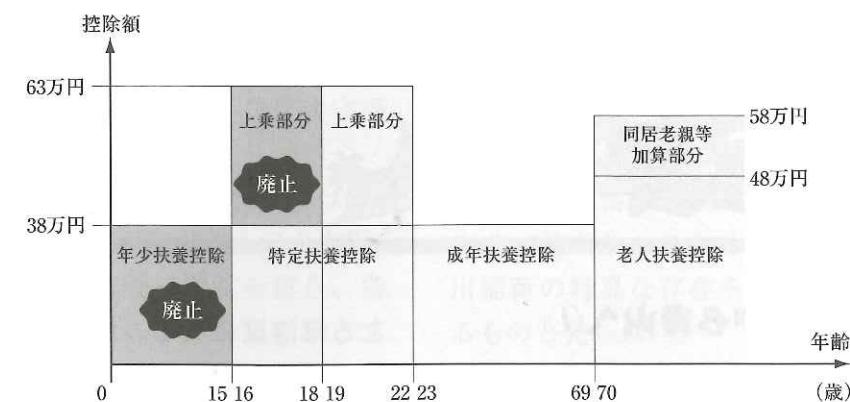
1 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。）の係る扶養控除が廃止されます。

2 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいいます。）のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ分（25万円）が廃止されます。

この改正は平成23年分以後の所得税について適用されます。

年齢別の扶養控除を示しますと別表の通りとなります。

<所得税の扶養控除等>



生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が12万円（現行：10万円）とされました。

(1) 平成24年1月1日以後に締結された保険契約（新契約）に係る生命保険料控除新たに介護保険料控除を設け、一般保険料控除、介護保険控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度を4万円とされました。

(2) 平成23年12月31日以前に締結保険契約に係わるもの
従来と同様の一般保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額5万円）が適用されます。
平成24年分以後の所得税に適用されます。

<清算所得課税>

改正前は会社を解散した場合は清算所得に対し清算所得の法人税が課せられていました。

清算所得はその残余財産の価額から解散時における資本金等の金額と利益積立金額等との合計額を控除した金額とされていました。

通常の事業年度の所得は以下の通り損益法で求められます。

益金の額 - 損金の額 = 所得

清算所得は財産法で求められていました。

残余財産の価額 - (解散時の資本等の額 + 解散時の利益積立金額等) = 清算所得
改正は清算所得課税が廃止されました。

清算中の法人は事業年度の所得に対する法人税が課せられることとされました。

対応して、一定の条件のもと期限切れ欠損金が損金算入される制度となりました。

平成22年10月1日以降に行う解散について適用されます。



お江戸ぶらぶら歩る記

ニお江戸の名所旧跡ニ

赤坂から青山へ①

今回は赤坂から青山へと歩き、港区を打ち上げることにする。赤坂の地名にはいくつかの起源があるが、現在は赤坂と呼ばれる坂は無い。その呼び名の由来の一つか二つを紹介するが、この土地全体が赤土で出来ているからといい、もう一つは現在の迎賓館のある場所に、根から赤い染料をとる茜という植物が生えているため赤根山と呼び、そこに上の坂を赤坂（現在の紀伊国坂）と呼ぶようになったと伝えている。このほか元赤坂町の発祥である千代田区三宅坂へ向う坂だという説もあり、いずれが正しいかは詳らかではない。

営団地下鉄の赤坂見附駅には銀座線と、丸の内線があり、地下道続きの永田町駅には有楽町線と半蔵門線がある。

赤坂見附駅を外堀通り出口を出たと



弁慶橋

ころは港区に入る。前方には青山通り（246号線）で弁慶堀りに架かる橋を弁慶橋といって堀と橋の中心で港区と千代田区に分かれている。紀伊国坂に沿って外堀が残っているが、ここは弁慶小左衛門という者が寛永年間（1624～1642）に築造したもので、明治22年（1889）に神田にあった小左衛門作の廃橋を移したので弁慶橋といって、その疑宝珠は市内各橋のものを寄せ集めたものと伝えられている。今はお堀にボート屋さんが営業しており、休日は釣り人などで賑わっている。

青山通りを渋谷へ向う右側に豊川稲荷がある。稲荷とあるが、入口に鳥居がない。実はこのお稲荷さん、れっきとしたお寺さんなのである。愛知県豊川市にある園福山妙巖寺の東京別院で、



豊川稲荷入口

本山は足利時代の嘉吉元年（1441）、東海義易禅師開創の曹洞宗の名刹で、鎮守として寒巖禪師（1217～1300）伝來の豊川吒枳尼真天を祀っている。

この神様は、昔、順徳天皇第三皇子寒巖禪師が最初感得された稻穂を荷い白狐に跨り給う端麗なお姿の豊川吒枳尼真天という靈験あらたかな仏法守護の神といわれる。

この神は、一般に豊川稲荷と呼ばれ、東京赤坂に直轄の別院があるほか大阪、横須賀、福岡、札幌に別院を置き、各地に分霊所がある。本体を狐の精とするが、稲荷権現などとも同一視されており、東海義易が自ら刻んだ像は、義元、信長、秀吉、家康の庇護を受け、名奉行として知られる大岡越前守が寛永元年（1748）に加増を受けて一万石となり、この地を領地として以後、その子孫によって文政11年（1828）に、赤坂の邸内に勧請された。ここは大名邸内祠の一例であり、庶民の参詣も歓



豊川稲荷本殿

神殿、靈狐塚、叶稻荷尊天、招福利生大黒天など多くが祀られ、願いの叶ったお礼として、また家内安全・商売繁盛・交通安全・心願成就と、それぞれの願いを込めた「のぼり」が奥の院一帯の参道両側に所狭しと奉納されているのが見られ、これら多くの存在が豊川稲荷の特異な存在をアピールしているものと見られた。

（この頁続く。明）



大岡越前廟

靈狐塚



千本のぼり



靈狐塚

迎したと伝えられている。当時は道路の反対側の赤坂小学校の位置にあったが、明治20年（1887）に現在地に移った。大岡越前にちなんで盜難除けに靈験があるといい、場所柄花柳界や芸能人の信仰が多いという。

境内には東京・赤坂豊川稲荷別院本殿、赤坂豊川稲荷会館、赤坂豊川文化会館のほか、開基大岡越前守忠相公御廟、子宝觀世音菩薩像、弁財天、融通稻荷尊天、七福神、身代わり地蔵、三

事務局だより

今年も田植えの季節がやってきたというのに、一向にそれらしい気配が周辺から伝わって来ない。

それもそのはず、どこの農家も田植えの準備らしい準備をしていないというよりも、出来なかつたと言った方が適切なのかもしれない。

4月に入って、1週間連続で晴れた日がまとわり無かったからである。

田植えをするために、田んぼの掘り起こし作業を何回か繰り返して行う必要があるが、雨水がたまつてそれが出来ない。出来ないうちに田植えの季節を迎ってしまった。

そんな状況が長引けば、「我らが天下」とばかりに蔓延り始めるのが、雑草である。この時期に芽吹いた雑草は、良く言えば本当に逞しい。根深い成長が著しく早いから、手で引き抜こうとやってみても、根を上げるのは人間である。良い悪いも含めて自然界に待ったは無い。(寒ければ寒いなりに、暑ければ暑いなりの物が結果と

して出てくる。) 待ったが通用するのは人間の世界だけかもしれない? . . .

雑草はやたらと蔓延るのに、頼みの稻の苗は折からの日照不足と寒暖の激しさによって、一向に生育しない。

それが儘ならぬため諦めの心境で、ゴールデンウィークを迎えるなら、今度は一転して気温が25度以上の夏日である。まして、この期間中に雨の降らなかつたことは実に25年ぶりと言うから、何を況やである。

でも、そのお陰で稻の苗はすくすく成長、気が付いてみたら周りの草花や藤など、あらゆる立木・草花が一気に咲きほころんでいた。太陽の恵みは本当に偉大である。

そして何だかんだ愚痴っていたが、今年の田植えも、平年に比べて約1週間程度遅れただけで植え付けを完了することが出来た。ほっと、ひと安心しているところである。(終わり良ければ、すべて良し)となる。

(木村)

編集後記

はっきりしない天候が続いています。世界中で大きな地震が多発しているところにアイスランドの火山の噴火、何か天変地異を感じさせるような現象です。とは言っても、人類は、自然現象に対しては無力であるわけですから、発生していくことに適切に対応するしか道はないのかもしれません。

野菜の値段が高騰しているようです。今年は、葉物の生育状況がおもわしくないと報道されています。そろそろ田植の時期になります。稻の生育が順調にいくことを祈らざるを得ません。天候の不安定さが人為的な原因によるものであるとすれば、食物の生育への連鎖も人為的なことと言えるのかもしれません。地球が人類に、しっぱ返ししているのでしょうか。

処理法の改正法案が可決成立しました。今回の法改正は、これまでの規制強化—倒壊から、緩和すべきところは緩和、従来の処理業者への強化—

倒壊から排出業者への強化など、変化してきていることに注目すべきかと想います。そうは言っても、許可業者が不適正処理を行う事案が出てくれば、再び、処理業者に対する規制強化が行われることになるでしょう。この機会に、不適正処理なる言葉が、出てこない業界となるようにするには、どうすべきか、考えて実行すべきかと想ります。

5月26日には協会・総会が開催されます。今回は決算に関する事項について、審議をお願いするわけですが、役員の改選も行われます。こうした総会の運営も公益法人制度改革により今後、手続き等が変更されれます。処理業界を取り巻く環境もかなり変化してきています。どうか、皆様には総会にご出席いただき、積極的に近い将来の業界の姿かたちがどうなるのか、議論して頂ければ幸甚に存じます。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2010 第237号

発行人 吉広 昌且
企画・編集 本委員会
発行所 法人 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



廃
棄



受入れ・中間
処理(破碎)

私たちは究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

パーティクルボードとは…。
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活中の身近なところで数多く利用されています。

パーティクルボードとは…。
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活中の身近なところで数多く利用されています。

東京ボード工業では…。
廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさに「リユース」と「リサイクル」の结合点です。

Recycle and Ecology

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 TEL.03-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-i.co.jp>

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。

EPD